平成２７年（フ）第１８００号
福岡市南区的場１丁目16番10号、前住所福岡市城南区長尾１丁目４番９号
債務者　梅木　栄浩
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　宏治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２６号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10　桃山台ハイツ105号
債務者　青祥空調こと　青山　孝一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２７号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10　桃山台ハイツ105号
債務者　青山美恵子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４１号
仙台市泉区野村字桂島東１番地の１　ヴィアーレ・ＡＵⅢ―303、従前の住所青森県八戸市石堂３丁目10番９号　ソシアルハイツ石藤Ａ201
債務者　種市　弘美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
福岡市東区三苫１丁目16番14号
債務者　堺　　幸平
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１号
熊本市中央区帯山２丁目８番28号
債務者　浦上　俊明
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山俊太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２４４号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目16番４号
債務者　下靍明日香
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５号
福岡県豊前市大字三楽79番地４　グループホーム三楽
債務者　井伊　浩二
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４１２号
愛知県安城市住吉町７丁目23番地２　コーポ六苑Ｂ―105
債務者　稲葉　　司
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
愛知県みよし市明知町団子山28番地　市営明知住宅Ａ棟105号
債務者　平間　麻里（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４号
愛知県安城市古井町三ツ塚19番地１　サンフィオーレ104
債務者　都築　桂子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９号
愛知県豊田市梅坪町１丁目２番地６　ゲストハウス102号、前住所愛知県豊田市栄町１丁目36番地２　グランデール栄Ｂ―302号
債務者　丸山　壮一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
山形県長井市屋城町４番35―６号
債務者　漆山　和子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１２８０号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目１番12号　レミュー朝霞台101
債務者　小池　行恵（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６０号
埼玉県新座市新座１丁目12番23号　第一松岡荘202号室
債務者　黒田　俊行
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
さいたま市緑区東浦和３丁目16番地７　セレーノ東浦和105、旧住所さいたま市緑区東浦和７丁目５番地10
債務者　魚谷　貴栄
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
埼玉県川口市柳崎２丁目10番12号　ユリハイツ201号
債務者　小西　國男
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係